

スポーツツーリズム周遊企画業務委託 仕様書（公募用）

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

スポーツツーリズム周遊企画業務委託

2 委託期間

契約締結日 から 令和8年1月16日（金） まで

3 目的

令和6年度に県が実施したスポーツツーリズム市場調査結果を踏まえ、本県へのスポーツツーリズムを推進させる一体的かつ広域的なプロモーションを実施することで、県内外からの誘客を図る。

4 委託業務の内容

(1) 制作方針・概要

ア 水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）、サイクリング、山のアクティビティ（ハイキング、登山、トレッキング、ロッククライミング）の3つ（以下、「3カテゴリ」とする）の関連スポットを対象としたスタンプラリーとする。8種目すべてを取り上げる必要はない。

イ 夏休み～秋の行楽シーズンにかけて県内に複数回足を運んでもらえるような仕組みを提案すること。

ウ ターゲットはファミリー層からミドル世代まで幅広く想定している。

(2) スタンプラリーの実施

ア 開催期間は令和7年7月18日（金）～11月30日（日）までとする。

イ 実施方法は原則ブラウザ版とする。ブラウザ版以外（アプリの活用など）の提案も可能であるが、理由を明記すること。

ウ 参加者数及び参加者の年代や居住地のデータを取得できる仕組みを講じること。

エ スタンプスポット（以下、「スポット」とする）は、水辺のアクティビティ、サイクリング、山のアクティビティ関連スポット15か所程度とする。スポットとする観光施設等は、受託者の提案を受け、県と協議の上決定する。施設との調整に係る費用は委託費に含めることとする。

オ 事業実施に必要な写真等素材一式の手配は受託者が行うこと。

カ その他、定められた予算の範囲内において、魅力的かつ効果的な観光誘客が図られるような手法があれば追加で提案すること。提案にあたっては、その手法を取り入れることに

よって得られるメリットを明示すること。

(3) チラシの制作

ア イベントの広報媒体としてチラシを制作する。

イ デザイン案は複数提示し、県と協議の上決定する。

ウ 制作に必要となる観光施設等の画像は原則受託者が手配し、経費は委託費に含まれるものとする。

エ 規格及び仕様は以下のとおり。

サイズ：A4

色 数：フルカラー

紙 質：コート紙またはマットコート紙（90kg以上）を想定

校 正：2回以上

部 数：4,000部以上（スポットに200部ずつ、残りは県に納品する）

オ チラシの電子データは埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」に掲載する。掲載用のPDF及びJPEGデータを県に納品すること。

(4) WEB広告の実施

ア WEBを活用した効果的な広報を委託費の範囲内で提案すること。

イ 制作したデータは県に納品することとし、納品されたデータは広報目的で県及び（一社）埼玉県物産観光協会が使用（二次使用）できるものとする。

(5) スタンプラリー参加者の中から抽選で当たるプレゼント企画を提案すること。

ア 応募区分は3種類以上設定すること。

イ プレゼントは複数提案すること。埼玉県内のアクティビティに関する商品（体験チケットなど）を含めることとし、受託者の提案を受け、県と協議の上決定する。

ウ プレゼントの調達及び発送にかかる費用は委託費に含めることとする。

エ プレゼントは不当景品類及び不当表示防止法に抵触しない範囲で選定する。

オ プレゼントの応募フォームは受託者からの提案によるものとし、入力項目等は委託者と協議の上決定する。

(6) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。

(7) 業務完了報告書の提出

ア 業務完了後、業務完了報告書を電子データで提出するとともに検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については受託者の負担とする。

イ 提出期限：令和8年1月16日（金）

提出先：埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当

メール：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

ウ 報告書には以下の内容を必ず記載すること。

(ア) 業務全体の実施結果

(イ) 参加者数、参加者の年代・居住地のデータ、及び同行者を含む総参加者数の推計

- (ウ) スタンプスポットごとの獲得されたスタンプ数のデータ
- (エ) 抽選参加者データ（応募者数、参加率）及び分析
- (オ) 広報実績
- (カ) 業務実施にあたり制作した成果物一覧
- (キ) 事業全体のまとめと考察

(8) その他業務

本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また、受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件業務に基づき作成された成果物に関する一切の権利は、第三者が従前から保有していた権利を除き、本業務の成果物等が県に納入されたときに、原則として全て委託者から県へ移転するものとする。かかる権利には成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）も含まれるものとする。
- (4) 本業務の成果物等は、県及びその依頼を受けた（一社）埼玉県物産観光協会が、埼玉県の観光振興に資する用途で幅広く活用することを可能とする。
- (5) 本業務で制作したパンフレット及びポスターは県の責任において増刷する可能性があるが、この時、県から受託者への追加費用の支払いが発生しないものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第51条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。

- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。